

世田谷区 「業態転換 及び 新ビジネス創出 支援補助事業」を開始します!!

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「新しい生活様式」が求められています。「新しい生活様式」へ対応した業態転換や経営の多角化等新たなサービスを実施するために必要な経費の一部を補助します。

《募集概要》

(1) 補助対象者

区内に事務所又は事業所を有する者であって、以下の から のいずれかに該当する者
会社および会社に準ずる営利法人である中小企業者

(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)

個人事業主 特定非営利活動法人 一般社団法人 医療法人 社会福祉法人
、 については中小企業基本法第2条に定める中小企業者であること

(2) 補助内容

🍷補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響の中で、新たな生活様式に対応した業態転換や
経営の多角化 を図る事業を開始しようとする事業者等
複数で連携して事業を行う場合も補助の対象となります。

【 対象となる事業の例 】

肉屋が八百屋と一緒に協力して、それぞれの
商品を一括してオンラインで注文が受けられ
るサービスを始める
⇒注文システムを業者に委託してつくる

デイサービスを利用している高齢者の状況
(一人でどの程度動けるのか等)を遠隔地
からスマートフォンなどの画面に映し出し
確認できるサービスを行う

持ち帰り以外に、新たにデリバリーサービス
を始めることにした
⇒デリバリーに特化した新たな商品の開発を
する開発費用が必要

店内での飲食しか行っていなかったが、新た
にテイクアウトを始めることにした
⇒テイクアウト専用のカウンターを設けるなど
の店舗の改装を行う

学習塾を教室内でやっているが、自宅にいる
生徒とオンラインを結んで授業を始める
⇒オンライン授業に必要な機器を購入したい

店内でのイートイン以外に新たにキッチン
カー事業を始める
⇒車両のレンタルや キッチンカー用の調
理器具・容器等の購入をする

会社でテレワークを導入するための環境の
整備として社内システムの ICT 化を行う

裏面もご覧ください

📎 補助対象経費

開発費 器具・備品費 事務所・店舗改装費 広報費 臨時人件費
システム構築・登録利用費 展示会等出展費 委託・外注費 備品リース費
上記経費は、国・都・他区等が実施する他の制度(補助金)の支援を受けていないことが条件

📎 補助上限額

補助上限額は 1事業者あたり10万円。
複数の事業者で連携して事業を実施する場合、最大 200 万円(20事業者相当)まで

📎 補助率

補助対象経費の3分の2以内

📎 補助事業期間

各募集期間とも、令和2年6月22日以降の事業開始日から令和2年11月30日までに 事業を完了するものであって、事業開始から最大3か月間

(3) 募集期間(必着)

- ~~第1回 令和2年6月22日(月) ~ 令和2年6月30日(火) 終了~~
- 第2回 令和2年7月 1日(水) ~ 令和2年7月15日(水)
- 第3回 令和2年7月16日(木) ~ 令和2年7月31日(金)
- 第4回 令和2年8月 3日(月) ~ 令和2年8月17日(月)

予算の都合上、募集期間の途中でであっても募集を打ち切ることがありますので、ご了承ください。

(4) 申請方法

世田谷区ホームページから募集要領、申請書をダウンロード
募集要領、申請書等の郵送をご希望の方は、商業課にご一報ください
募集要領を熟読の上、記載例を参考に 申請書を作成
申請書 及び 必要添付書類を 郵送により下記の宛先に送付

< 書類送付先 >

〒154 - 0004

世田谷区太子堂2 - 16 - 7 世田谷区役所三軒茶屋分庁舎4F 経済産業部商業課

(5) その他

詳細は、世田谷区ホームページに記載の「世田谷区 業態転換 及び 新ビジネス創出 支援補助金」募集要領をご覧ください。